

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月3日
【四半期会計期間】	第4期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	住石ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sumiseki Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長崎 駒樹
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋六丁目16番12号
【電話番号】	03(5733)9901
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経理部長 菅川 和俊
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋六丁目16番12号
【電話番号】	03(5733)9901
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経理部長 菅川 和俊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期 第3四半期連結 累計期間	第4期 第3四半期連結 累計期間	第3期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	25,904	28,261	33,638
経常利益(百万円)	118	178	675
四半期(当期)純利益(百万円)	80	81	202
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	43	18	179
純資産額(百万円)	4,804	5,010	5,028
総資産額(百万円)	18,359	17,258	17,523
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1.37	1.39	3.44
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	1.20	1.22	3.02
自己資本比率(%)	26.2	29.0	28.7

回次	第3期 第3四半期連結 会計期間	第4期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額( ) (円)	0.25	0.22

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第3期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありませんが、平成21年7月に解散決議され清算中であった当社の連結子会社である住石岩泉砕石株式会社は、平成23年9月30日に清算終了となったため、連結の範囲から除外しております。

この結果、当第3四半期連結会計期間末現在の当社グループは、当社、子会社3社及び関連会社3社により構成されることとなりました。

また当社グループといたしましては、事業の再編を加速させてコスト削減に取り組んでおり、その一環として、業績が悪化している当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社採石事業部門の札幌事業所を、平成23年12月31日に閉鎖いたしました。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、東日本大震災及び原子力発電所再稼働延期の問題に加え、円高の定着、欧州の財政問題、中東情勢の不安定化など極めて不透明な状況で推移しました。

当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)を取り巻く事業環境としましては、アジアのエネルギー需要などから石炭価格が前年に比べて上昇したものの、上記のとおり国内では官民ともに景気低迷が続いており、一般的には厳しい状況が続きました。

こうした環境下、当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高28,261百万円(前年同期比9.1%増)、経常利益178百万円(前年同期比49.9%増)、また当社の連結子会社である住石マテリアルズ株式会社採石事業部門の札幌事業所閉鎖費用を特別損失に計上したため、四半期純利益81百万円(前年同期比1.6%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 石炭事業部門

石炭価格が概ね堅調なことなどから、売上高は23,894百万円(前年同期比15.7%増)、セグメント利益は543百万円(前年同期比22.2%増)となりました。

#### 新素材事業部門

欧州を中心とした世界経済の不調による需要家の在庫調整もあり、売上高は298百万円(前年同期比7.2%減)、セグメント利益は49百万円(前年同期比26.3%減)となりました。

#### 採石事業部門

公共工事が一部地域を除いて減少しており、売上高は706百万円(前年同期比20.0%減)、セグメント利益は51百万円(前年同期比40.0%減)となりました。

#### 建材・機材事業部門

官民とも建設投資遅延で低迷が続いており、売上高は3,361百万円(前年同期比16.9%減)、セグメント利益は14百万円(前年同期比73.7%減)となりました。

(注)金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (資産)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、営業債権が増加したものの、現金及び預金並びに商品及び製品が減少したことなどから、前連結会計年度末に比べて265百万円減少し、17,258百万円となりました。

#### (負債)

負債合計は、その他の流動負債が減少したことなどから、前連結会計年度末に比べて246百万円減少し、12,248百万円となりました。

#### (純資産)

純資産は、四半期純利益を計上したものの、その他有価証券評価差額金が減少したことなどから、前連結会計年度末に比べて18百万円減少し、5,010百万円となり、自己資本比率は29.0%となりました。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更又は新たに生じた課題はありません。

#### (3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、新素材事業部門において支出した2百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	136,032,000
第二種優先株式	7,140,000
計	143,172,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月3日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	58,875,853	58,875,853	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株 (注)1
第二種優先株式	7,140,000	7,140,000		単元株式数 500株 (注)2
計	66,015,853	66,015,853		

(注)1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

##### 1 優先株式配当金

(1) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき年14円を上限として、次に定める額の剰余金の配当(以下「第二種優先株式配当金」という。)を支払う。第二種優先株式配当金の額は、優先株式の発行価額350円に、それぞれの事業年度ごとに第二種配当年率を乗じて算出した額とする。

(2) ある事業年度において第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては第二種優先株式配当金を超えて配当はしない。

##### 2 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、1株につき350円を支払う。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては、上記に定めるほか、残余財産の分配は行わない。

##### 3 株式の分割又は併合、新株引受権等の付与

法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者には、新株引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

##### 4 株式の買受け

普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。

##### 5 株式の消却

取締役会の決議をもって、その有する普通株式、第二種優先株式のうち、いずれか一つのみ、又は全ての種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。

##### 6 議決権

第二種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

7 取得請求権

第二種優先株主は、下記に定める取得を請求し得べき期間中、下記に定める条件で普通株式の取得を請求することができる。(以下、第二種優先株式にかえて普通株式を交付することを「転換」という。)

(1) 転換の条件

当初転換価額 普通株式 1株当たり300円

転換価額の調整

(A) 第二種優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

(a) 下記 (C)で規定する転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券、又は転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、調整後の転換価額は、その発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又はすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。

(B) 前記 (A)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

(C) 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(A)(b)但し書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(D) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

(E) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(F) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のため提出した第二種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

取得請求権の行使があった場合の取扱い

第二種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得請求権の行使がなされた時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 取得請求期間

第二種優先株式発行の日から平成44年8月9日までとする。

8 取得条項

平成44年8月9日までに取得請求のなかった第二種優先株式は、全て、会社法第170条の規定による取得の効力発生日において、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を平成44年8月9日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が260円を下回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を260円で除して得られる数の普通株式となる。また、当該平均値が、600円を上回るときは、第二種優先株式1株の払込金相当額350円を600円で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たっては、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入した上で、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

（取得権行使があった場合の取扱）

第二種優先株式の取得により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、取得された時の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払う。

3 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4 普通株式と第二種優先株式は単元株式数が異なっております。平成20年10月1日の株式移転に際して、普通株式については売買単位の集約を目的とした東京証券取引所の施策に沿って住友石炭鉱業株式会社（現 住石マテリアルズ株式会社）の普通株式1株に対して当社の普通株式0.2株を割当て、併せて単元株式数を500株から100株としたためであります。

5 第二種優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としている関係から、法令に定める場合を除き当社株主総会において議決権を有しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	66,015,853	-	2,500	-	300

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 7,140,000	-	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,400	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 55,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 58,792,700	587,927	「1(1) 発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 26,253	-	-
発行済株式総数	普通株式 58,875,853 第二種優先株式 7,140,000	-	-
総株主の議決権	-	587,927	-

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 住石ホールディングス 株式会社	東京都港区新橋 六丁目16番12号	1,400	-	1,400	0.00
(相互保有株式) 泉汽船株式会社	東京都中央区築地 3丁目9-9	55,500	-	55,500	0.08
計	-	56,900	-	56,900	0.09

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。



## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,713	1,227
受取手形及び売掛金	2,382	3,378
商品及び製品	2,385	1,894
仕掛品	171	293
原材料及び貯蔵品	23	18
前渡金	152	33
その他	117	191
貸倒引当金	2	3
流動資産合計	6,943	7,033
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	724	687
機械装置及び運搬具(純額)	69	52
土地	5,400	5,400
リース資産(純額)	135	116
その他(純額)	24	18
有形固定資産合計	6,354	6,274
無形固定資産		
その他	20	14
無形固定資産合計	20	14
投資その他の資産		
投資有価証券	4,003	3,740
その他	650	663
貸倒引当金	450	469
投資その他の資産合計	4,204	3,935
固定資産合計	10,579	10,225
資産合計	17,523	17,258

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,010	2,303
短期借入金	7,426	7,051
未払法人税等	10	14
引当金	48	87
その他	828	371
流動負債合計	10,324	9,828
固定負債		
長期借入金	935	1,397
繰延税金負債	197	78
再評価に係る繰延税金負債	397	368
退職給付引当金	265	232
長期預り金	199	187
資産除去債務	28	28
その他	147	127
固定負債合計	2,170	2,419
負債合計	12,494	12,248
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金	962	962
利益剰余金	1,376	1,458
自己株式	15	15
株主資本合計	4,823	4,905
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	485	354
繰延ヘッジ損益	1	-
土地再評価差額金	278	249
その他の包括利益累計額合計	204	104
純資産合計	5,028	5,010
負債純資産合計	17,523	17,258

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】  
【 四半期連結損益計算書 】  
【 第 3 四半期連結累計期間 】

( 単位 : 百万円 )

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)
売上高	25,904	28,261
売上原価	24,130	26,507
売上総利益	1,774	1,753
販売費及び一般管理費	1,440	1,440
営業利益	333	313
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	22	23
持分法による投資利益	-	8
固定資産賃貸料	45	44
その他	49	30
営業外収益合計	117	107
営業外費用		
支払利息	138	146
持分法による投資損失	7	-
その他	186	96
営業外費用合計	332	243
経常利益	118	178
特別利益		
固定資産売却益	0	6
投資有価証券売却益	0	-
貸倒引当金戻入額	1	-
清算配当金	-	12
特別利益合計	1	19
特別損失		
固定資産除売却損	0	0
その他の投資評価損	-	22
関係会社事業損失	6	84
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	12	-
特別損失合計	19	106
税金等調整前四半期純利益	101	90
法人税、住民税及び事業税	17	12
法人税等調整額	3	3
法人税等合計	20	8
少数株主損益調整前四半期純利益	80	81
四半期純利益	80	81

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	80	81
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	123	131
繰延ヘッジ損益	0	1
土地再評価差額金	-	28
その他の包括利益合計	124	100
四半期包括利益	43	18
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	43	18
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 連結の範囲の重要な変更 第2四半期連結会計期間より、連結子会社である住石岩泉砕石株式会社は、平成23年9月30日に清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>1 保証債務</b> 連結会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。 個人住宅ローン 487百万円 個人ゴルフ会員権ローン 1 計 488	<b>1 保証債務</b> 連結会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり保証を行っております。 個人住宅ローン 438百万円 個人ゴルフ会員権ローン - 計 438
<b>2 受取手形割引高</b> 1,178百万円 <b>受取手形裏書譲渡高</b> 4	<b>2 受取手形割引高</b> 696百万円 <b>受取手形裏書譲渡高</b> 1
	<b>3 四半期連結会計期間末日満期手形</b> 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 41百万円 支払手形 124

## (四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	101百万円	89百万円
のれんの償却額	-	-

## (株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	石炭 事業部門	新素材 事業部門	採石 事業部門	建材・機材 事業部門	
売上高					
外部顧客への売上高	20,652	321	883	4,047	25,904
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	2	-	2
計	20,652	321	885	4,047	25,907
セグメント利益	445	67	85	54	652

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	652
セグメント間取引消去	2
全社費用(注)	536
四半期連結損益計算書の経常利益	118

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門及び全社資産に係る費用であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計
	石炭 事業部門	新素材 事業部門	採石 事業部門	建材・機材 事業部門	
売上高					
外部顧客への売上高	23,894	298	706	3,361	28,261
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	23,894	298	706	3,361	28,261
セグメント利益	543	49	51	14	658

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	658
セグメント間取引消去	0
全社費用（注）	480
四半期連結損益計算書の経常利益	178

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門及び全社資産に係る費用であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

（金融商品関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

（有価証券関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。



## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 (算定上の基礎)	1円37銭	1円39銭
四半期純利益金額(百万円)	80	81
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	80	81
普通株式の期中平均株式数(千株)	58,858	58,857
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 (算定上の基礎)	1円20銭	1円22銭
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	8,330	8,330
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月3日

住石ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩淵 信夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 秀嗣

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住石ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。